

**建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者
及び監理技術者補佐の取扱いについて**

このことについて、以下の通り取り扱うこととしましたのでお知らせします。

監理技術者（専任特例2号）の配置について

本工事は、下記の（1）～（9）の要件を全て満たす場合に、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例2号）の配置を認めます。

記

- (1) 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者（専任特例2号）に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の監理技術者（専任特例2号）を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
- (5) 監理技術者（専任特例2号）が兼務できる工事は福岡県内の工事でなければならない。
（県発注工事に限らない。）
- (6) 監理技術者（専任特例2号）は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 監理技術者（専任特例2号）と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 現場の安全管理体制について、監理技術者（専任特例2号）が統括安全衛生責任者を兼ねていないこと。

注 意 事 項

監理技術者（専任特例2号）の配置を予定している場合は、一般競争入札においては入札参加申込み時、指名競争入札においては入札時に「監理技術者（専任特例2号）の配置の配置を予定している場合の確認事項（様式1）」を提出してください。

落札後（契約締結前）に、「監理技術者（専任特例2号）の配置申請書（様式2）」により申請してください。また、指名競争入札の場合は、監理技術者（専任特例2号）の資格及び雇用関係を確認するため、「現場代理人等通知書（通常、契約締結後に提出していただく様式）」も併せて提出してください。

上記の条件にあてはまらない場合は兼務を承認しないことがあるのでご注意下さい。

この場合、他に配置する技術者がいないときは契約できません。